

第1章 沖縄市地域公共交通再編実施計画について

1. 計画策定の目的

本市における公共交通の多くは、那覇市方面からうるま市、名護市方面へ運行する路線バスが多く、特に国道330号のコザー胡屋間では多くの系統が運行されています。

一方で、本市に関するすべての移動手段の中では自家用車による移動が主体となっており、公共交通の利用者は少ない状況となっています。

そうした中で、自家用車を運転できない子どもや高齢者などの移動手段を公共交通に頼らざるを得ない方々にとって、路線バス等の公共交通は身近で重要な移動手段となっていますが、一部の地域では路線バスのサービスが十分に提供できていない公共交通空白地域が存在しています。

このような状況を踏まえ、平成29年度に、本市の持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「沖縄市地域公共交通網形成計画」（以下「網形成計画」という。）を策定しました。

同計画では、「人・文化・環境を大切にする交通まちづくり」を基本理念とし、公共交通空白地域の解消、路線バスやコミュニティバス等の運行効率の向上や利用促進策等の施策を整理しています。

本計画では、網形成計画において整理された施策のうち、計画期間の2025年度までに具体的な検討を行うべき施策を整理し、「沖縄市地域公共交通再編実施計画」として、とりまとめました。

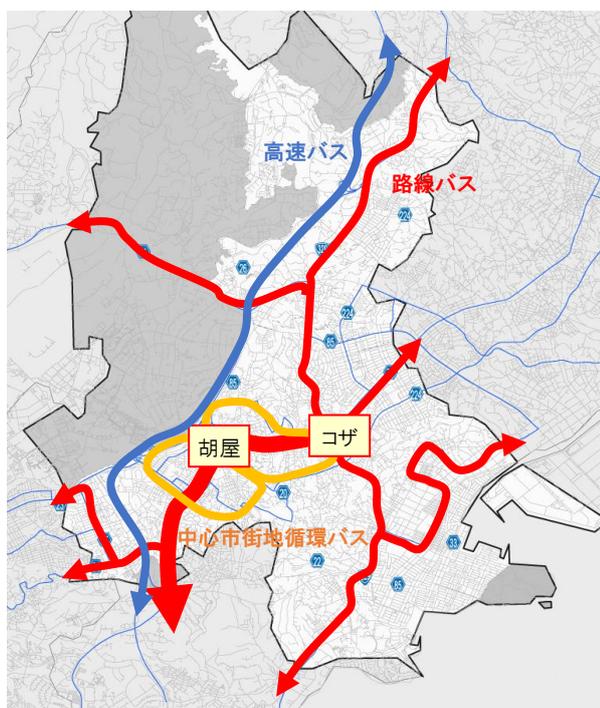


図 1-1. 沖縄市の公共交通ネットワークの概況

2. 計画対象区域

本計画は、沖縄市全域を対象とします。

計画の対象区域
沖縄市全域



図 1-2. 沖縄市の位置

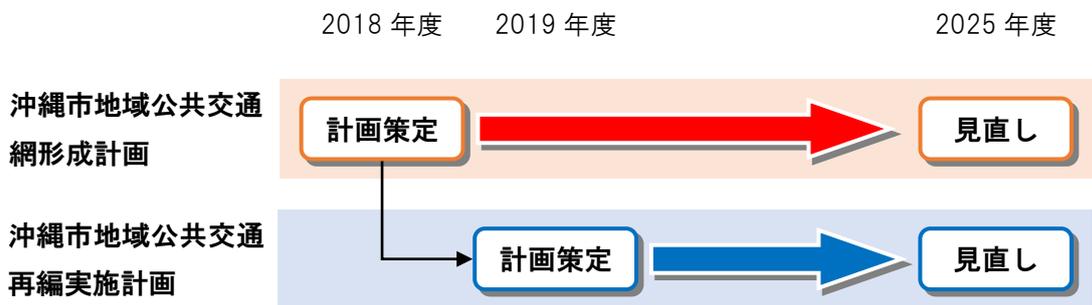
3. 計画期間

計画の対象期間は、網形成計画と同じ 2025 年度までとします。ただし、施策の具体的な検討は、2019 年度に実施可能な施策に限定し、2020 年度以降に実施が見込まれる施策については、施策の内容が具体化した段階で、本計画に反映していきます。

計画の対象期間

2019 年度（平成 31 年度）～2025 年度

※具体的な検討は 2019 年度実施施策に限定



なお、沖縄県を中心に検討を進めている基幹バスや、本島中部におけるバス網再編に関する計画が具体化した際は、本計画の見直しを行うとともに、再編の実現を担保するため国への認定申請も検討します。